

只木ゼミ夏合宿第1問検察レジюме(反対尋問)

文責:4班

1. 詐欺罪において、後行者が先行者の欺罔行為より生じた被害者の錯誤状態を積極的に利用し、被害者より交付行為を受けた場合、両者には心理的(あるいは物理的)因果的寄与があると思われるが、この場合にも、先行行為をしていないからというだけで因果性を否定する根拠は何か。
2. 弁護側は因果的共犯論に立ち因果性を完全に否定し承継的共犯の成立を否定しているにも関わらず、本問の検討において Y の詐欺罪を幫助罪の限度で成立させ、因果性を認めているが、これは論理矛盾ではないか。
3. 弁護レジюме 2 頁 2、3 行目「～処罰の間隙を埋めようとするが、この様な場合はそもそも正犯として処罰する必要がない」とあるが、「処罰の間隙」とは何か。